

第4回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時 : 平成24年8月2日(木) 14時開会
場 所 : 市役所本庁舎 18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○委員長 それでは、定刻より2分半ほど早いですが、ただいまから、第4回目の子どもの権利委員会を開催したいと思います。

まず最初に、事務局の方から何か連絡事項がございましたら、出していただきたいと思っております。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。子どもの権利推進担当係長の原と申します。

本日は、子どもの権利推進課長の野島がロシアに出張中ですので、私からご報告させていただきます。

本日の欠席ですが、大川委員、津田委員、秦委員、春名委員から連絡を受けています。続いて、資料の確認です。

本日は、資料1から資料7と参考資料ということで事前に送付しております。また、追加資料として欠席した委員からの意見について配付しています。お手元がない方はお知らせいただきたいのですが、大丈夫でしょうか。

また、きょうは冷房が入ってなく、ちょっと暑くなるかもしれないので、水分補給等の対応をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

2. 議 事

○委員長 どうもありがとうございました。

今、話がありましたが、皆さん方、水分補給等はしっかりお願いします。

それでは、議事を進めていきたいと思っております。

本日の議題は、子どもの権利に関する施策の検証についての1点であります。

終了時刻は、16時を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の議題につきまして審議を行いたいと思っております。

前回の委員会におきまして、これから施策の検証を行うための大きな方向性について合意ができました。そこで、本日はまず、視点1の現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくりということに関しまして、大きく二つの方向性、すなわち、いじめ・不登校関連施策と学びの機会の提供ということについて整理をしたことについて見ていきたいと思っております。

なお、視点1については、第1期の子どもの権利委員会で議論し、札幌市が策定しました子どもの権利に関する推進計画の基本目標2と3それぞれに位置づけられているものであります。

これから、具体的な内容の検証に入りますけれども、第2回目の委員会でお知らせいただいたスケジュールから若干変更があるようなので、改めて整理する意味でも、スケジュールにつきまして事務局の方から説明をいただき、その後、検証の内容について説明をお

願いたいと思います。では、よろしく申し上げます。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） それでは、今後のスケジュールについて、資料3をごらんいただきたいと思います。

前々回、第2回委員会で全体のスケジュールをお示しいたしましたが、当初のスケジュールから若干変更となっております。

まず、本日、8月の第4回目の委員会では視点1について、次回10月に視点2について、12月に視点3について議論していただくことを予定しております。同じく、12月に子どもとの意見交換を予定しておりますが、現在のところ、子どもの冬休み期間や土日を利用して行うことができないかと考えているところです。

その後、視点1から3の検証を終わった段階で、中間報告の内容の検討ということで、これまでの審議内容を改めて整理する機会を来年2月の委員会で持てないかと考えております。

当初お示しした予定では、11月以降にいったんの中間報告ということでしたが、この2月の委員会での再確認が終わった段階での中間報告を考えているところです。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明によりますと、前回の委員会で検証する視点を設定する際に、各委員からさまざまなご意見をいただきましたけれども、そのことを反映させようとしているということからしまして、以前お知らせいただいたスケジュールと若干の変更があるということでもあります。いずれにしても、来年11月の任期までに、札幌市からの諮問に対する答申を我々としてつくる必要がありますので、そこに向けて議論を進めていきたいと思っております。

そういたしますと、まず、本日は、視点1について検証を行い、次回以降、順番に視点2、視点3と進め、各視点の検証がある程度進んだ段階で再確認の場も予定されているということのようでありますので、いったんはこのスケジュールに沿って検証を進めていくのがよいだろうと考えられます。そういった意味で、よろしく願いたいと思います。

それでは、検証に関する資料の説明をお願いいたします。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） まず、これからご審議いただく全体の流れですが、前回から皆様にお示ししている、資料4の施策検証シート、現状と概要を対比するために前にお示ししたものよりちょっと横に長くなってしまいましたが、今回、新たに用意しましたそれぞれの施策の概要などについて、事務局からご説明いたします。

資料や説明に基づき、行政側が考える評価や課題に対しての皆様からのご意見、現在行っている事業をよりよくするための視点などについてのご意見をいただきたいと思っております。

子どもの権利委員会は、子どもにとって最もよいことはどのようなことなのか、そして、それが市の施策や事業などに反映されているのかについて、子どもの権利の観点から検証をいただく場でございますので、どうぞよろしく願います。

いじめ・不登校関係については教育委員会から、学びの機会については子ども未来局育成支援担当から、学びの機会のうち、学びのサポートについては私から、それぞれ資料に基づいてご説明させていただきます。

項目としては分けておりますが、まとめてご説明させていただきたいと思います。

それでは、一つ目の視点であります、いじめ・不登校関係について、教育委員会からご説明させていただきます。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） 教育委員会指導室指導担当課長の森岡でございます。

座ったまま説明させていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料4をごらんください。

現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくりということで、いじめ・不登校関連施策、学びの機会の提供ということで、資料をご用意させていただいております。

まず、現状をごらんください。

いじめの認知件数です。小学校、中学校、高等学校、いずれも市立ですが、その合計を表で示させていただいております。平成20年度から22年度までの間のものですが、客観的にいじめと認められる件数ということで認知件数を考えていただいて結構かと思えます。20年度、21年度については、若干減ってはいるのですが、21年度、22年度については、ほぼ横ばい、微増というところです。

次に、いじめに関する意識調査です。

こちらの方は、今いじめられていると思う、今いじめられているとは思わないという二者択一でとっているものですが。こちらは23年度まで数字が出ておりますので用意させていただきました。21年度は8.0%、23年度には7.9%と、いずれも、ほぼ横ばいの状態でございます。人数を見ますと、23年度で1万1,060人という数字が出て、かなり多い数字と見られます。実は、小学校の低学年の回答にいじめられているという回答が多く、ささいなトラブルというものをいじめと考える傾向があるものですから、このような数字になっていると思われれます。そのような数字についても十分注意することは必要ですが、ほとんどはささいなトラブルですので、解決していると考えていただいて結構かと思えます。

3番目の表は、ネットパトロールにより発見された不適切な書き込みということで、いわゆるインターネット上で不適切な書き込みがあった件数です。

こちらについては、順次、減っているような状況になっております。

最後の表ですが、不登校児童生徒の推移ということです。

こちらの表については、ほぼ横ばいで、22年度については微増しているという状況が続いております。

右側の施策の概要・課題、評価に移りたいと思います。

いじめ・不登校の対応については、学校では、日常の教育活動の中で、特に注意しながら

ら指導に当たっていることはもちろんですが、教育委員会としても非常に重大な案件と考えておりまして、そのような施策を行っております。

いじめに関する意識調査ということで、記名式のアンケートを実施して、いじめの防止と対応の徹底を図っております。

2番目として、ネットパトロールによるネットトラブルの対応ということで、全市立学校を対象にしまして、こちらの方は、専門業者をお願いして、ネットパトロールを行って、不適切な書き込み等についてチェックをしているところです。

3番目として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用ということで、すべての市立学校にスクールカウンセラーを配置して、子ども、それとあわせて保護者への相談活動を行っておりますし、その相談をもとに、教員に対して必要な助言を行っているところです。

4番目として、心のサポーター配置モデル事業の実施ということで、これは新規事業になります。心のサポーターということで、現在は中学校を中心に数校に配置しております。家庭と学校を結ぶ役割を心のサポーターの方々をお願いして、不登校児童生徒が少しでも学校をはじめ、相談機関等とつなげることができるようということで活躍していただいているところです。

5番目として、相談指導学級の活用ということで、現在、市内4カ所で相談指導学級を開設しております。学校あるいは学級の雰囲気になじめない子どもなどに対し、相談指導学級で指導を行っているということをしております。

課題、評価ですが、認知されたいじめについては、多くが解決しておりますが、中には、解決までに長時間かかったり、不登校になったりする子どもも実際にはおりますので、継続してこのような取り組みを進めていくことが大切かと考えております。

また、不登校児童生徒数は、先ほどお話ししたとおり、依然として高い数値で推移しております。札幌市の重点課題としてとらえており、今年度から実施しております、心のサポーター配置モデル事業を含めて、今後もさまざまな取り組みを進めていく必要があると考えております。

非常に簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

○事務局（大澤育成・支援担当課長） 子ども未来局子どもの権利推進課育成・支援担当の大澤でございます。

私の方から、施策検証シートのうち、2枚目でございます、学びの機会の提供に関しましてご説明をいたします。

現状のところですが、一番上に、フリースクール等（19施設）の児童生徒数ということで、表が載っているかと思えます。これについては、昨年度は7月と12月それぞれアンケートをとりまして、市内のフリースクールに在籍している児童生徒数を集計したものです。7月の段階では、合計で165名、小学生、中学生に限りますと合わせて96名、12月につきましては高校生以上も含めまして196名、小学生と中学生を合わせまして

129名の児童生徒がフリースクール等の民間施設に在籍しております。一般に、年度が進むにつれて、フリースクール等へ入る児童生徒数はふえるような実態でございます。

右側の施策の概要です。

子どもの学びの環境づくり事業ということで、平成24年度の新規事業ということで新たに事業化したものです。詳しい内容につきましては、資料6として補助概要を添付していますので、そちらをちょっとごらんください。

まず、このフリースクールに対する補助金ですが、1の補助金の交付の目的です。

これは、不登校児童生徒の受け皿となっております札幌市内のフリースクール等民間施設の活動を支援し、児童生徒の社会的自立に資することを目的として当該補助制度を設置したものです。

2番目に、補助対象施設です。

これは、不登校の児童生徒に対する相談、指導を主たる目的としていることなど、こちらにあります(1)から(5)までの要件を満たす施設を対象にしているものです。

次に、補助基準と補助メニューについてご説明いたします。

資料の裏面をごらんください。

メニューについては、配置職員の充実と活動の充実に大きく分けております。具体的には、配置職員の充実の部分に関しては、職員の追加配置に要する経費、カウンセラーの配置に要する経費です。活動の充実の部分については、教材、教具の整備に関する経費、体験学習、実習等の実施に直接要する経費、新たに必要となる施設の借り上げ料などがありまして、1団体当たりの年間補助限度額は児童生徒8名以下の施設は160万円、9名以上の施設は200万円としており、本年度全体の予算額としては1,600万円を計上しているところです。

また、資料の表に戻りまして、一番最後に4番目に申請時期が載っていますが、6月と9月の2回を予定しています。これは先ほど申しましたが、年度が進むにつれて子どもたちがふえるということで、子どもたちの在籍数をもとに補助基準を決めている部分がありますので、年2回という形で交付申請時期を設定したものでありまして、こちらについては、この制度を検討する際に、フリースクール等との意見交換を実施した中で、このような形というお話を受けて調整した結果、このような形になったものです。

本補助制度は、今年度新たにできたものでして、この5月に制定し、5月31日に市内のフリースクールにご案内し、5月31日に説明会を実施したところです。その結果、6月の申請段階では4団体から申請書が提出されていまして、近日中に交付決定を行う予定です。

なお、また施策検証シートに戻っていただきまして、恐縮でございます。右側の施策の概要の下の、課題評価の部分です。こちらについては、フリースクール等に対する財政的支援については、補助開始後の事務を進める中で事業の評価をしていく予定であるということで、そういう形にしております。

本補助制度の活用により、不登校児童生徒の受け皿の拡大や、民間施設における学びの充実が図られることを期待しているところではありますが、今後、アンケートやフリースクール関係者との意見交換を8月に持つ予定ですが、そのような形で意見交換をしながら、よりよい補助制度になるように検討していきたいと考えているところです。

以上で、フリースクール等民間施設の補助制度の概要についての説明を終わりたいと思います。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） それでは、私から、学びの機会の提供について、担当局や地域などで行われている事例について、始まったばかりのものもあり、検証ということにはならないかもしれませんが、ご報告させていただきます。

最初に、前回委員会で指摘のありました、「さっぽろまなびのサポート事業」についてですが、この事業は、保健福祉局総務部が所管しており、資料7があるのですが、それもそこから提供があったものです。事業としては、ことしの6月より新たに実施しているものでありまして。概要としましては、生活保護世帯の中学生を対象に学習習慣の定着と、基礎学力の向上を支援することを目的とし、西区役所を窓口として、区内5カ所で実施しております。現在は30名程度の子どもが登録しており、学生ボランティアを先生役として配置し、週1回2時間程度、子どもが自分の勉強したい教材を持参し、自習を行い、学習ボランティアやコーディネーターのスタッフがそれを補佐する形になっています。

「さっぽろまなびのサポート事業」の説明は以上で終わりますが、学びの機会の提供に関しまして、地域で行っている事例についてご紹介させていただきます。

資料7の最後に、青少年育成委員会ニュースのコピーがあります。ことしの3月に発行したのですが、この7ページの下段に厚別区の青葉地区で行われた子どもたちへの学習支援の取り組みを紹介しております。この取り組みについては、札幌市で行っているものではありませんが、さまざまな機会を通じてお知らせすることで、こうした取り組みが広がっていくことも期待して、今回、ご紹介させていただきました。

なお、本日欠席した委員から事前に意見をいただきましたので、資料として配付をしております。意見は資料のとおりとなっておりますが、概要としましては、いじめに関する意識調査についての設問の追加や、不登校に対する制度の運用についての意見であります。

私からは以上です。

○委員長 説明が終わりました。どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの説明を踏まえて、各委員の皆さんから、質問、あるいは感想等があれば出していただきたいと思います。それらが終わりました後、きょうは今回の資料4の網かけになったところ、これが我々に求められていることのようにありますので、質疑を交えて意見交換を進めていくことにしたいと思います。

まず、質問等がありましたら出していただければと思います。

A委員、どうぞ。

○A委員 資料4のネットパトロールというのは、専門業者でチェックしているというこ

とですが、年間どのぐらいの頻度でチェックされているのでしょうか。

○委員長 お願いいたします。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） 年4回、ネットパトロールということで専門業者の方をお願いをしています。

○A委員 これを見て21年から23年度はゼロ件と書いてあるのですが、本当にゼロ件だったのかなと思ったのです。実は、ことしの春、裁判の傍聴に行ったときに、小学生がネット犯罪に巻き込まれたような内容だったのですね。それは、大人が見抜くことは難しいと思うのですが、小学生ぐらいの子どもに、かなり年上の大人が、女の子になりすまして女の子に近づくって感じの事件だったのです。結局は会うことを目的に交流をとって、最終的には会うことを目的にして、会ったらどのようなことになるかというのは、犯罪にかかわっていくようなことで、何らかの形で発覚したというものです。

子どもは、顔の見えない相手にねられることがあるので、これを見て、本当にゼロ件なのかと思ったのです。

○委員長 何か言えることがありましたらどうぞ。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） 実は、そのような書き込みを求めるホームページについては、このネットパトロールではなかなか把握することができないというのが現状です。このネットパトロールについては、例えば学校名が出ていて悪口が出るとか、よくニュースなどで出ているような、集団のいじめの話が出てくるとか、そういうことについてはチェックすることができるのですが、犯罪目的のものについては、メールでのやり取りになるので、そこをチェックするのは難しいのが実態でございます。

なお、そのような犯罪にひっかからないと言ったら語弊がありますが、そういうことを目的に、各学校においては、情報モラルということで教育を進めております。そちらの方で、例えば道徳とか総合的な学習の時間の中で、パソコンあるいはネットを使うときに、情報モラルに関する指導を徹底するということで行っております。

○委員長 A委員、さらにどうぞ。

○A委員 わかりました。

ただ、かなり年上の男性が女の子になりすまして女の子に近づこうとしていたということと、札幌で裁判が行われたので、札幌地区の犯罪だったことは確かです。ですから、ゼロ件と出してしまうと、見えない部分でいろいろあると思いますので、この数字は定かなものではないと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質問がありましたらどうぞ。

B委員、どうぞ。

○B委員 スクールカウンセラーの件です。

市立学校すべてに配置ということで、いいとは思いますが。人数的には何とか全部配置し

たということですが、質の保障といいますか、研修等も含めて、そこら辺の体制はどのようになっていますでしょうか。

○委員長 お願いいたします。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） そのあたりは、指導担当係長の方が詳しいので、答えさせていただきたいと思います。

○事務局（長谷川教育委員会指導担当係長） 指導担当係長の長谷川と言います。よろしくお願いいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、現在、今年は91人ぐらいの配置になっていると思いますが、すべて臨床心理士の資格を持っている者を配置しております。

また、その中で、5人になりますが、スーパーバイザーという、さらにスクールカウンセラーの指導、助言をするような立場の者を置きまして、スーパーバイザーが各担当のスクールカウンセラーの相談に乗ったり、指導、助言したりするという機会を、スーパービジョンと言っていますが、これを年に1回持っております。それから、スクールカウンセラー連絡協議会ということで、年に2回ほど、スクールカウンセラーをすべて集めて、そこで研修会等を行いまして、資質向上に努めているところでございます。

○委員長 B委員、よろしいですか。

○B委員 ありがとうございます。

もう一件は、新規事業で西区で行っている学びのサポート事業ですが、西区だけで30名ということで、ほかの各区でもものすごくニーズがあると思うのですが、今後、ほかの区に広めていく計画などがあればお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） この件につきましては、先ほども申しましたように保健福祉局ですが、この事業自体が、国の補助で、保護世帯を対象にということで行っておりまして、ことしが1,000万円という予算でやっております。そこら辺の予算の関係もありまして、ことしやってみてその結果にもよるのですが、今後ということになると思います。ことしはモデル事業ということで一応行っております。

○B委員 この西区も1年で終わりということですか。1年で1,000万。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 1年で一応補助事業として1,000万ということでやっております。

○B委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。C委員。

○C委員 2点ほどあります。

心のサポーター配置モデル事業の新規の実施というところで、心のサポーターを小・中学校に配置しとあるのですが、これらは、実際に子どもに直接かかわる一番身近な大人というところになると思うが、カウンセラーやソーシャルワーカーの方はある程度、そういった公的な資格などで質が担保されていると思いますが、心のサポーターという方は、ちょっとした研修だけを受けて派遣されているようであれば、かえって危険が高い場合もあ

るかなど。リスクを感じますので。心のサポーターの質の担保をどのようにされているのかということが一つです。

例えば、各小・中学校に配置した場合に同じ区の顔見知りの方などであれば非常にかえって相談がしにくく、情報の公開をしにくい場合が非常に考えられると思うのです。そういったところも配慮があるのかどうかというところを1点お伺いしたいと思います。

もう一点は、フリースクールが19施設あるということですが、主に小・中学生が通うとなると、各区に万遍なくあるのか、バランスよくフリースクールがあるのだろうかというところを確認したいと思います。

○委員長 今の質問に対して、答えていただきたいと思います。

○事務局（長谷川教育委員会指導担当係長） 心のサポーターについては、私の方から説明をさせていただきます。

今年度から新規で立ち上げました、心のサポーター配置モデル事業ですが、これにつきましては、まず、地域人材の活用ということで、地域の方を中心に各学校長からご推薦をいただきまして、推薦をいただいたものをもとにして、教育委員会のほうで登録をし、サポーターということで、学校の方に行っていただいております。小学校については2校です。これは非常勤職員が入っております。中学校については20校ですが、こちらについては有償ボランティアという形で入っております。資料5に、心のサポーターについての載せてあるところです。

中学校20校の有償ボランティアについては、今、週29時間まで有償ボランティアということで謝金を準備しておりますか、週29時間というと、毎日6時間5日間に近い時間数になりますので、それだけの時間をすべてお一人でやるということはなかなか難しいと考えております。学校によって、複数名の方が入っております。例えば月曜日と火曜日はAさん、水曜日と木曜日はBさん、金曜日はCさんというような形で入っている学校も複数あります。

今ご指摘いただきましたが、直接子どもにかかわるというところで、質の担保というところですが、ここにつきましては、心配の部分もあるのですが、履歴書等を出していただき、校長先生からご推薦をいただくとともに、これは、あくまでも学校の学校長、そして担任や教科担任の指示のもと、打ち合わせを十分にした上で、子どもたちに寄り添うということを第一の目的としております。

今ちょうど8月1日に第1回目の研修会を開きました。各学校の様子なども伺っておりますが、各学校においては、教室に入れなくて別室で登校している子どもたちの時間的な学習支援や、相談や、そういうことで非常に効果が出ているということで多数、ご意見をいただいているところです。

また、地域人材の活用ということですが、原則的には、今現在その学校に通ってらっしゃる保護者の方については、この心のサポーターについてはご遠慮いただくという形にはしていますが、それ以外については充分、守秘義務等を注意いただいた上で地域の方に

ご協力をいろいろいただいているということで、お願いをしているところです。

○事務局（大澤育成・支援担当課長） それでは、私の方からフリースクールの分布については、比較的市内にちらばってはいるのですが、例えば、フリースクールのない区もありますし、規模の大きなフリースクールは、中央区や豊平区、白石区あたりにございます。そういう面では、フリースクール自体が民間の方が自由に始めている施設でありまして、こちらの方から誘導するのがなかなか難しいのですが、現状としてはそういう状況にあるというところです。

○C委員 清田区はないのですか。

○事務局（大澤育成・支援担当課長） 清田区や南区はないですね。

○C委員 交通利便地にあるのでしょうか。

○事務局（大澤育成・支援担当課長） そうですね。規模の大きなものになると、交通利便地にあるところが多いです。

○委員長 C委員、いかがですか。よろしいですか。

○C委員 はい。

○委員長 ほかにご質問はないでしょうか。

D委員、どうぞ。

○D委員 フリースクールの資料4で、平成23年7月と平成23年12月の調査では、大体平均していいのですが、23年12月の中学生が111名ということで、かなりふえています。時期的な要因もあるのかもしれませんが、その辺のところわかるのかどうかということです。

あと2点ばかりですが、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの活用ということです。これに関しては、教育委員会から派遣して対応しているとのことですが、これに関しては、保護者が割と素直に対応しているのかどうか。

その下の相談指導の活用ですが、学校復帰に向けた支援を行っているという形ですけれども、どの程度の回数があったのかどうか、その辺のところを確認したいと思います。

○委員長 今、3点ほど質問がありましたが、お願いします。

○事務局（大澤育成・支援担当課長） フリースクールの児童生徒数の動向の関係ですが、一般に、フリースクールの学校関係者のお話を聞きますと、ピークが二つあって、ゴールデンウィーク明けに不登校になってしまう方、それから夏休み明けに不登校になってしまう子どもがいるということです。そして、その後に学校に通えなくなった子どもに対して、親御さんがいろいろなアクションをして、その中の選択肢の一つとしてフリースクールが選ばれるということです。ですから、年度が進むにつれて、フリースクール在籍の児童生徒数がふえてくる傾向にございます。そして、年度末になって、中学校3年生になりますと、学校の方で、不登校の子どもも含めて卒業判定をされると思うのですが、大体はそのまま卒業してしまい、また新たな年度が始まるというサイクルになっています。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） まず、スクールカウンセラーの活用について

ですが、スクールカウンセラーについては、やはり、子どもの希望、あるいは保護者の希望等がありますので、どうしてもスクールカウンセラーと面談したくないという場合も中にはあります。ただ、そういう場合についても、担任、あるいは担任以外の教師からの働きかけ等を行いながら、スクールカウンセラーと面談しながら問題を解決していくように努めているところです。

ただ、一般的に言うと、保護者にしても、児童生徒にしても、担任に話しづらいことでもスクールカウンセラーには割とすんなり話していただいているのではないかと考えております。

相談指導学級ですけれども、先ほどお話ししたように、市内に4カ所あります。利用している児童生徒は、延べ人数で言うと211人ぐらいが利用しています。学校になかなか行きたくないけれども、ほかのところだったら何とか通えそうだというような児童生徒がそちらの方にまず通って、そして、職員と一緒に学習をしたり、他の活動をしながら学校への復帰、在籍校への復帰を目指しております。昨年度は、68%弱の子どもが復帰しておりますので、効果としてはあるのではないかと認識しているところです。

○委員長 ありがとうございます。D委員、よろしいでしょうか。

○D委員 はい。

○委員長 E委員、お願いします。

○E委員 3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目は、フリースクールにいるお子さんが、小・中で130名ほどで、そのほかに不登校児童の推移としては1,600人以上ですから、約9割以上の児童がどういう状態であるのかという把握です。その動向の把握はどのようにされているのか、また、どのぐらい把握されているのかということです。

2点目は、カウンセラーの方は91名とおっしゃいました。そうすると、かけ持ちですね。お1人のカウンセラーが数校をかけ持ち、私の学校も含めて週に数時間という形でしかいてくださらないので、今後、どのようなペースでカウンセラーの増員の予定があるのか。

3点目が、同じように、今年度、スクールソーシャルワーカーという言葉を目にするようになりました。こちらの方は、まだすべての市立学校に配置されていないということなので、どのようなペースで、カウンセラーのように配置されていく計画があるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長 ただいまの質問に対して、お願いします。

○事務局（長谷川教育委員会指導担当係長） まず、不登校についてですが、平成22年度は1,692名ということで人数が載っております。これは、年間30日以上欠席した子どもが不登校という定義になりますので、1,692人全員が一回も学校に行っていないということではなくて、30日以上休んだ子どもの合計が1,692人となっております。教育委員会の中では、各学校から不登校の子どもたちの個人評定等を年5回ほど提出

していただいておりますので、それを分析したところでは、やはり、ほぼ全欠した子どもが80名ほどおります。そのほかは、30日から200日前後ぐらいまで休んでいる子どもたちは、それほど大きな分布の変化はなく存在しているというのが、子どもたちの欠席状況というふうに分析しているところです。

スクールカウンセラーについてですが、人数というより、時間の配置数が決まっております。毎年90人前後ぐらいのスクールカウンセラーを配置していますが、小学校については、今、小学校の不登校の割合がやや増加傾向にあるので、スクールカウンセラーの時間数について、今年度も3時間増加して48時間ですね。年間48時間ということで、配置しております。

中学校、高校、それから今年度から特別支援学校にも配置していますが、こちらについては年間280時間ということで、ざっと計算しますと週に8時間ということになりますので、多くの学校が、週に1度、スクールカウンセラーが来る日があります。または、4時間ずつで月曜日と木曜日に来るような場合もありますが、大体そのような形でスクールカウンセラーを今は配置しております。相談件数等はかなりの件数になっています。特に今は小学校の方の時間数をもう少し増加してほしいというような学校の要望もありますので、それについては検討を進めているところです。

それから、スクールソーシャルワーカーについてですが、こちらは、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を持った者を、今年度は札幌市で6名を教育委員会に配置しております。これらにつきましては、学校に直接配置するというよりは、学校でなかなか対応に苦慮するような事例について、ご相談いただいた学校に教育委員会から派遣しまして、学校と相談をして家庭訪問等の対応をしていただいておりますが、いろいろなご家庭の難しい状況を抱えた事例が多いものですから、1件にかかると効果が出るまでに非常に時間がかかるケースが多いです。したがって、こちらの方の時間的には年間180時間入れておりますが、その中ではこなし切れないような状況になっていますので、これについても増員をしていければと考えているところです。

○委員長 ありがとうございます。E委員、よろしいですか。

○E委員 はい。

○委員長 それでは、どうぞ。

○F委員 1点だけお願いいたします。

不登校の子どもに対して、メンタルフレンド事業というものがありますね。遊びや、いろいろな地域での課題などということですが、その今の推移はどうなっていますか。

○事務局（金田子ども育成部長） これは、児童相談所の方で行っている業務でして、平成22年度の実施状況として、派遣の回数が延べ59回となっています。済みません。ちょっと資料がなくてわからないので、後ほど、もう少し詳しいものをお届けしたいと思います。

○F委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○委員、どうぞ。

○C委員 ネットパトロールにより発見された不適切な書き込みが、ここ数年で非常に顕著に減少しているのですが、想像の範囲だと、多分、昔の2ちゃんねるとか掲示板の中から子どもたちのコミュニケーションがSNS、ツイッターなどに推移してきているので、パトロールの手が届かなくなっているという状態が実際にうかがえると思うのですが、この減少の理由はどのように考えていらっしゃるのかということと、今後、それについて、このまま進めていく予定なのかということとをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長 事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局（長谷川教育委員会指導担当係長） ネットパトロールについては、平成21年度から実施した事業でございます。最初の年が381件で、個人情報2,907件と非常に多くなっているのは、この年から始めましたので、この年に限りましては、始めた時点から過去3年間分をさかのぼって、そこまでのタイムスタンプというか、日付のものをすべて総ざらいして検索をかけたものですから、1年目については他の年度よりもかなり多い件数となっております。平成22年度から23年度にかけては、不適切な書き込みがそこで下がっていますが、一つは、こういう取り組みをしているということが子どもたちの中にも随分浸透してきていますので、子どもたちも慎重な状況になってきているのではないかと考えております。

また、ここで検索できるのは、今ご指摘のあったとおり、先ほどもお話がありますが、メールは見ることはできません。これは個人同士のやりとりですので見られません。

また、SNSのようなものの中で、パスワードがかかったものについても検索をすることができませんので、いわゆるだれも見られるプロフィールサイトやブログサイトなどに書いてあるものを検索しているということですので、それが全部を網羅していないというのはご指摘のとおりです。

ただ、書き込みは、毎年、毎年、リアルが出てきたり、ツイッターが出てきたり、今はフェイスブックが出てきたりということで、常に新しいものがどんどん出てきていますので、それらについても、一応スマートホン対応も含めて、会社の方とは打ち合わせをして、できるだけ新しいものに対応するように努めているところです。

ちなみに、ここにある緊急性・危険性の高い書き込み件数というのは、主に殺人予告、爆破予告、自殺予告の3件です。この3件を緊急性・危険性の高い書き込みとして検索していますが、今のところ、そういう書き込みについては一件も発見されたことがありません。

それから、不適切な書き込みというのは、いわゆる誹謗中傷や、家出の呼びかけや、犯罪行為の吐露ですね。高校生などに多いのですが、お酒を飲んだとか、無免許運転をしましたとか、そういうような書き込みがあった場合ですけれども、そういうものを含めてここで不適切な書き込みとなっています。

個人情報というのは、プロフィールサイトなどで自分の名前や友だちの名前や住所などを書いてしまったというものがほとんどです。

○委員長 ありがとうございます。C委員、よろしいですか。

○C委員 はい。

○委員長 ほかにありますでしょうか。質問等については皆さん方よろしいでしょうか。

それでは、この件につきまして説明を受けたこと、質問で明らかになったことをもとに、あるいは、それを参考にしながら視点1について皆様方の意見等をこの場でいろいろ出していただければと思います。

かなり大事になってくるのは、資料4の部分ではないかと思いますが、これを参考にしながら、我々としてこれについてどう考えていったらいいのか、そのあたりを皆様方から出していただければと思います。

A委員、どうぞ。

○A委員 質問も兼ねているのですが、資料4の個人情報を公開している書き込み件数と書かれているところですか。私もよくわからないのですが、この書き込みをされてしまったら、消すのはなかなか難しいのか、どうやって書かれたものを消していいのかという情報が意外とわからないです。この書かれたものに対して、どのように処理をして、今後見守っていったらいいのかなど思っているのです。

○委員長 何かわかることがありましたらお願いします。

○事務局（長谷川教育委員会指導担当係長） 個人情報の書き込みというのは、基本的に99%が自分で自分の名前などを公開しているというものですので、学校にこれを知らせたときに、その子どもがだれかわかれば、危険だから削除しなければということでお話をすると、これは自分で削除することが可能です。

逆に、不適切な書き込みの中で誹謗中傷などを受けた場合、これはだれが書いたかわからない場合もありますので、そういう場合には削除依頼をするという方法がありますが、インターネット上のルールとして、基本的に、誹謗中傷を受けた直接の被害者からの削除要請以外は受けつけないというルールなものですから、学校や教育委員会から削除依頼をかけても、ほとんどが受け入れられないというのが実態であります。

しかし、保護者や子どもがそれをどうやってやったらいいかわからないということが生じますので、今、教育委員会では、教頭先生と校長先生から、メールでその書き込みのサイトの削除の方法について問い合わせをする窓口を教育委員会で設置していきまして、直接、専門業者の方にサイトの削除依頼の方法について教えてくださいということで出すと、その詳細について学校にお伝えして、その情報をもとに保護者の方と相談をして削除依頼を出せる、そのような体制を組んでいるところです。

○委員長 A委員、どうですか。

○A委員 それは、相談した人に料金がかかるのですか。削除するにはお金がたくさんかかるのか、高いのかなと思ったのですが、いかがですか。

○事務局（長谷川教育委員会指導担当係長） 削除依頼は、基本的に料金は発生しません。あとは、そのサイトが削除依頼を受けてきちんと削除してくれるかどうかというところでは、すべてのサイトが対応しているとは言えませんが、なかなか削除されないサイトがあるのも事実です。特に、掲示版の中には全く削除されないことがあります。

○委員長 A委員、質問に対して答えていただいたのですが、その答えていただいたことをもとに、さらに自分として、この点について考えているがありましたら出してみてください。

○A委員 他人のことは見るのは、知らない部分が見られて簡単ですが、書かれて人のことを考えたら、これは適切に、早く消すなり、やはり助けてあげたいと思います。

○F委員 意見を申し上げます。

ネットパトロールに関しての意見です。いろいろな方がおっしゃっていましたが、不適切な書き込みと判断し、各学校が事実を確認し、削除を要請するなどの対応をしたその件と、個人情報公開している確認件数と、そして、特に先ほど、別の方からもお話があったのですが、緊急性・危険性の不適切な書き込みに関して、件数の出ている、不適切な書き込みの件と、個人情報と、簡単に略して言いますが、これは継続してこのように、また件数を調査していただくことでよろしいのですけれども、それに特に加えていただきたいのは、教育委員会の考えとして、危険性・緊急性の高いということで、これはゼロであります、たとえ3年間ゼロであっても、今後、この社会状況の中でそういうものが新たに発生する恐れも考えられますので、このことも、もう少し角度を変えて、この件に関しての実態調査を、できればそういう考え方をお持ちいただきたいということを要請したいと思います。

○委員長 要請だけでよろしいですか。何かやるということでしょうか。

○F委員 やっていただきたいですね。やっていただけるのであれば、可能にしていきたい、そのことを言います。

○委員長 今のことで何かあります。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） これまでと同様に、やはり自殺予告、殺人予告、爆破予告等は、委員がおっしゃるように、緊急性・危険性が高いものですので、これまで以上に継続して行っていきたいと考えています。

○委員長 では、B委員、どうぞ。

○B委員 もう既に、F委員やほかの委員の方からもご指摘、ご質問がずっと出ているわけですが、この委員会としての課題評価をこれからしていかななくてはいけないということです。その前に、行政側の方から、各項目について課題評価をされているわけですね。札幌市は子どもの権利について大変積極的に努められていることは重々わかるのですが、行政側の課題評価が、今後も続けていく予定であるとか、続けていかなければならないということで、今やっている施策に対して、今、各委員が指摘されたことは、漏れがあるのではないかという指摘なのですね。だから、その漏れに対して、そのところを具体化して、ここに漏れがあるから、さらに今後はそうしていくというところの行政評価がないわ

けですね。課題が見えないわけです。だから、そこら辺をもう少し具体化して書いていくということになるかという全体の印象を持ちました。

○委員長 今、B委員から言っていたことは、すごく大事なことではないかと思えます。先ほど来、説明を通して質問していただいたことを聞いていると、どうも自分たちの気持ちがすっきりしないところが結構出てきているように思います。それを、ちょっとオブラートに包んだ形で言われたのではないかと思います。

○F委員 今のB委員の意見に本当に同感です。確かに、行政評価、役所側の取り組み方は、決して否定はしないし、やっていただく。ただ、我々の意見を、その都度、ただ聞くのではなく、それをどう実行するかという中見について、また行政側に考えていただいて、そういうこともやって、いろいろな対応の件に関して、我々もしっかり見て、それをきちんと評価なり、いろいろ提言していくというプロセスで、この委員会としてそういう持っていく方をしないと、今言ったように、キャッチボールして受けるだけとか、投げるだけでは、ちょっと皆さんも物足りないというような感じがします。

ですから、今後、事務局側の方も、そのこともきちんと受けて検討していただきたいということを感じましたので、大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○委員長 今、F委員から話が出たのですが、事務局の方も、決して、我々からいろいろ意見が出た場合に、その意見をきちんと受けとめないということではなくて、むしろ、しっかりと我々の方で意見を出せば、それにきちんとこたえる形で、アンケート等にも組み入れていったり、施策の方にも組み入れていくということかと思えます。そういった意味では、我々としては、何も事務局に遠慮する必要はないので、しっかりと我々が持っている考え方を出していただければと思います。皆さん方、そういう意味では、決して遠慮しないで、いろいろ持っているものがありましたら、それを出していただければと思います。

ということで、せっかくB委員がそのあたりのことで先鞭を切ろうとされたわけですので、もし何かありましたら、出していただければと思います。

○B委員 この網かけの書き方ですが、私たちの意見をどうまとめるかということになるかと思えますが、漠然と資料4全体というよりは、項目ごとに、今まで出た質問の中から、特にこのことについては、例えば不登校の問題で、先ほどC委員とE委員からありましたけれども、不登校だけれども、フリースクールにも行っていない子どもたちが隠れているわけです。そこら辺のところをもう少しリサーチして、とにかく学びの保障ができないような子どもがいないようにとか、もう少し具体的な提言をこの委員会でしていくということになるかと思えます。多少、項目を少しずつ区切りながら、そして具体的にここに書かれていない隠れた課題を私たちが浮き出すということはいかがでしょうか。

○委員長 そういうところまで進んでいってよろしいでしょうか。委員の皆様、いかがですか、よろしいですか。もしそうであるならば、ここに書かれている順番に見ていくことは可能ですし、いろいろなやり方がありますので、できるだけ具体的に見ていくということをしていきたくと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それではまず、いじめに関する意識調査の実施の方ですけれども、その点で皆さん方のお考えがありましたら出していただきたいと思います。

○B委員 これは、いじめの意識調査の分析結果が手元にあって、この説明の時間はないのですね。これを見ていると、相談しなかったという子どもたちがまだいるということと、意外と、スクールカウンセラーが配置をされているのですが、カウンセラーに対する相談がすごく少ないです。週に1回しか来ないとか、時間が限れているとか、一応、配置されているのですが、すごく限定的で、それほど充実して機能しているようには、アンケート結果からも見られないということが、皆さんからも再三ご指摘のあったことかと思えます。

そうすると、いじめの意識調査から見て、まだ相談し切れない、それによって解決し切れない、スクールカウンセラーへの相談も、時間的に、非常にリミットというか、限定的にしか採用できません。もちろん、スクールカウンセラーも、心理カウンセラーも、案件が非常に多くて、一つ受けることによって、いっぱい、いっぱいというところもあるのでしょうけれども、そこら辺のところはまだまだ課題が残っているので、今後、そういうことも含めて、充実する必要があるというような書きぶりになろうかと思えます。書きぶりまで言って大変僭越でございますが、そういうところからすると、いじめの意識調査、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のサポーター、そこも含めた形での提言ということになろうかと思えます。今までの議論を踏まえて、そんな印象を受けました。

○委員長 それは、まだ条件整備が足りないということになりますね。それを充実させていく必要があるということですね。

○B委員 まだまだこれからですね。必要だろうと思えます。

○委員長 G委員、今まで我々が話していること、質問等なども交えて出したものを参考にして、この際、言っておきたいというようなことございませんでしょうか。若い方の考え方をぜひ聞きたいのです。

○G委員 自分の意見ですけれども、いじめだけなのかなと。いじめられている人に対して、すごく過保護になっていないかなとすごく思うのです。これでは、普通に学校に戻れるのかなとすごく思うのです。絶対に居心地がよくなってしまおうと思うのです。これだけ、スクールカウンセラーの先生がいて、実際に、後輩にそういう子がいたのです。教室の先生は嫌だ、スクールカウンセラーの先生じゃないと嫌だみたいな子がいたので、いじめられている人に関してのことが余りにも整ってきてしまうと、逆にだめなのかなと思えました。

ちょっと飛ぶのですが、資料7をずっと見ていました。こういう形ではないと思うのですが、近くの地区センターで小・中学生向けの学びのサポートというのを長期休暇のときにやっていて、そういうことで、うちの高校にボランティアはどうですかという話をする、将来、教師を目指しているという人などが来てくれて、すごくいいと思うのですが、

今回、これを見てみたら、生活保護世帯向けとなっていたのです。これを見ていて思ったのは、生活保護世帯ではなくて高校進学をしていない人もいると思うのです。どうして生活保護世帯だけなのかなとすごく思うのです。

うちも母子家庭ですが、家を持っているがために生活保護を受けられなかったのです。そういう人もいると思うのです。そういう人たちは何もないのかなとすごく思いました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。すごく大事な指摘を受けた感じがします。

B委員、どうぞ。

○B委員 たしか、西区の学びのサポート事業もそうですが、生活保護でなくても、非常に生活が苦しいという子も割と広く受け入れているのです。ただ、対象は生活保護受給者に準ずるということで、一番おそれているのは、無料の塾というような形で使われることです。十分、塾に行く経済的な基盤があるにもかかわらず、無料の塾へ、下手をすれば無料の家庭教師みたいな形での利用は差し控えていただくと。一応、準則として生活保護をうたわれているだけであって、経済的に大変なひとり親家庭の方なども認めているということは実際だと思いますので、そここのところの押さえは必要かなと思います。（事務局補足：札幌市が実施する「学びのサポート事業」の対象者は、生活保護受給世帯に限っています。）

もう一つですが、いじめる方にも理由があるということですね。いじめの問題は、いじめる側、いじめられる側に、それぞれの家族、家庭があるということ、一概には言えないのですが、例えば気になったのは、アンケート調査の中で、いじめについてどう思うかという中で、いじめられている人にも原因があれば仕方ないと思うというものが意外と多いのです。ここをどうとらえるかということ。これは、人権教育をしていかなければいけない。そここのところを予防する教育もあわせて、いじめというものの押さえをしていかなければ。我々は、いじめがいいとか悪いというふうに考えているわけではなくて、そここの根本のところですね。その意味では、人権教育というところは、このアンケート結果を見ても、そこも踏まえて両輪でやらないとここは解決しないのだということも、ひょっとしたら提言のところに書かれてもいいのかなと思います。

○委員長 事務局の方から、ちょっと言いたいことがあるそうです。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 先ほどの学習支援というところですが、先ほどG委員から話があったように、地区センター等でも行っていますし、児童会館等でも学習支援活動ということで行っていますが、先ほどお話がありましたように、学習塾と違って、あくまでも実習することを支援するというようなところがあります。

また、母子寡婦連合会というところで、「まなトピア」ということで、無料ということではないですが、1回200円ということ、学生ボランティアが子どもたちの勉強を支援するというをやっています。

また、これは新聞に出ていたのですが、ひとり親の学習支援ということで、これは民間

の市民団体ですが、藤女子大学のキャンパスを借りて、1回500円ということでやっている事例もあります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。F委員、何かありますか。

○F委員 今、B委員が言われたことは、私も本当に同感です。やはり、いじめる側、いじめられる側だけのとらえ方ではなくて、やはり、社会的にどうするとか、背景とか、要するに、この権利委員会は、すべての子どもたちに共通したそれぞれの権利が与えられ、それを充実させていく、継続していく、そのことを基本に考えるとすれば、今、B委員がおっしゃったような、一部分のいじめだけではなくて、今おっしゃったようなところを我々の提言の中に盛り込んで、そのことをきちんと書いていくことも大事なかなとも思います。

○委員長 ありがとうございます。

E委員、どうぞ。

○E委員 いじめの調査ですが、調査依頼を学校に出しますけれども、その集計は、各学校で行って教育委員会に戻されているものでしょうか。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） 各学校で調査票を配付して、子どもから回収した段階で、ひとまず学校の方で集計しております。学校の方も実際に子どもたちの様子を把握するという事になっています。

○E委員 わかりました。

そうしますと、担任の先生がそれを集計するとして、ただの丸であるとわかりづらいかもかもしれませんが、大体は、字を見れば、どの子がどのように感じているとか、具体的にこのクラスでそう感じている子が特に多いとか、そういうことが、学校内で、現場で把握されているということですね。

そこで、校長先生にお聞きしたいのですが、小学校は家に持って帰ってきて書いたりしていますけれども、学校の現場でそれを把握した後に、具体例を早く見つけるというのが目的にあるようですから、対応は素早くできている調査になっていますでしょうか。

○副委員長 中学校の場合は、恐らく、うちの学校だけでなく、どこもそうだと思うのですが、教育委員会からそういうアンケートが来ますと、家に持って帰ってという形をとって一斉に行いまして、心当たりがあるといいますか、そういう子どもたちの中には、やはり、我々自身が気づかなかったというケースも時々あります。そういうケースも含めて、すぐに担任の方で面談したり、状況を把握してから、関係の子どもたちへ指導を行うと。それは、担任の先生一人では難しいケースがありますので、基本的には、そういう情報は学年でも共有をして行うということです。その後、どのようになっているかということは常に心がけて見ているのですが、しばらくしてから、教育委員会でも、再度、追跡といいますか、あのときの何年についてはその後いかがですかというお尋ねがあります。ですから、もう一度、確認の意味で、我々校長の立場でも、その後どうですかと尋ねまして、改善がされているかどうか、まだ指導が継続されている途中であるのかどうか、そういう

ところをこちらの方でも把握しながら対応しております。

ケースがいろいろ違いますので、そのケース、ケースに合わせて対応するということが基本にしています。

なお、これもうちの学校だけではないと思うのですが、そういう調査以外にも、学校独自で、春先に同じような種類の意識調査を行ったりするとか、共通の機会にそれとなく聞いてみるとか、複数回、いろいろな場面で子どもたちの状況を把握するということが大事であると感じています。

○委員長 H委員、どうぞ。

○H委員 小学校の立場でお話を申し上げます。

いじめの調査については、今、副委員長のおっしゃったとおりでございます。小学校ですから、実名で、この子と、この子、何年の子のだれだれさんがいじめられていると訴えていますということで、当然、学校全体で把握をしています。その後、関係の学年、あるいは学級、そして学校全体でこれは取り組まなければならないということを判断して、取り組んでいます。特に、本校あたりでは、ほかの学校もそうかもしれませんが、学びのコーディネーターというものを設定しております。本校には3名いるのですが、小学校ですから、総合の先生、特別支援学級の先生、もう一人が養護教諭です。この3名が校内の学びのコーディネーターになっています。

学校全体として、年間に数回、この子たちについては生活指導、あるいは学習面について等々、注意していかなければならない子どもについて、学校全体で、実名を挙げながら、この子ですということで、その子どものサポートに当たるということがまず一つです。つまり、さまざまな窓口というか、さまざまな目でその子を見ていくことが大事です。担任だけに押しつけることなくということですね。

それから、本校は、ミニ学びの支援委員会というものを開いています。これは、コーディネーターが中心になって、本当に休み時間にちょっととか、放課後のちょっとした時間を使って、三、四人の学級の担任と、総合の先生、教頭、校長が校長室でちょっと集まって、この間のあの子はどうなった、今、こんな指導をしています、ここのところがちょっと足りないから、もう少しこのあたりを強化していきましょうと、そういう具体的な話し合いをしています。たくさん的人数が集まるよりも、少人数で集まってやっていきましょうということで、そういう話し合いをしているところです。

いじめについては、私たちは、人間関係から来るものというふうにとらえられますが、例えば学習のときですね。例えば、だれかが何かを発言したときに、勝手にそれを遮って、それは違うだろうと、ばかにしたようなことを言う。それから、あの子は当ててもどうせできないのだということや、係や当番を決めるときに、のけ者にしたり、そういう学級風土とか、学校風土とか、大きく言えば、そういうことも改善していかなければならないということで、授業のあり方そのものについて私たちが話し合うことも、いじめ等の解決に係る大きな牽引力になっているのではないかと私は思っております。

あとは、副委員長が言われたとおり、これで終わりと思ったら、そのときがおしまいだなと私たちは思っているので、ずっと継続的に、学年が上がってクラスが変わっても、それをきちんと次の学級や学年に伝えていくということを大事にして進めているところです。

答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○委員長 ありがとうございます。

E委員、関連してですね。

○E委員 答えに対してですが、この調査が各学校で生かされているということがわかりましたし、ここにいらっしゃらない委員の意見にもありましたが、ただ現場で先生方の意見を聞いて、要するに、アンケートというのは、ぱっと答えられなくてはいけないので、そういう意味では、とても設問が妥当だと思っておりますが、もう一つ、中見が見えてくるために、どんな質問があったらいいかということで、先生方、学校現場が感じていることがあるかと思うので、その辺の調査も進めていただいて、設問の見直しといいますか、もう一步進めるような内容にしていただいただけると、この調査が生きてくるのかなと思いました。ありがとうございます。

○委員長 今の関連ですね。どうぞ。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 先ほどもお配りしまして、欠席委員からの意見ということで、今、E委員からもお話があったのですが、質問についてどう思うかという項目に、記述欄を設けて、もっと意見を書いてもらった方がいいのではないかという意見がありました。

それでは、本日欠席した委員の意見をそのまま読ませていただきます。

「今までの調査項目に加えて、いじめられたら、いじめられている人を見たら、相談するのかという部分に、もししないのであればなぜ、相談しないのか、という質問や、いじめについてどう思うかの項目に、今までの選択肢に加えて、記述欄を設けるなどして、生徒（子ども）のいじめに対する具体的な意見（思っていること、感じていることなど）をアンケートを回収した教師や市教委等が受けとめるべきであると思います。なぜ相談しないのかという設問から、相談体制の問題点なども見えてくると思います。」という意見が出ております。

○委員長 ありがとうございます。この点ではよろしいでしょうか。

○C委員 これを踏まえて、具体的な検証というか、提言に進めたいと思うのですが、これは記名式のアンケートなのですね。小学校の低学年のうちは記名式で、だれだれさんがいじめられている、私はこれですと素直に書けるかもしれませんが、中学、高校ぐらいになると、自分がいじめられていることはもちろん、それに配慮していじめを見たことがあるという設問もあるのですが、それについての記名を要求されると、スクールカースト（事務局補足：一般的に学級内などにおいて生徒間に自然発生する人気の度合いを表す序列を言う。）が崩れて、今度は自分にいじめのお鉢が回ってきて、チクったというような状態も考えられるのです。そういう意味では、小学校高学年、中学校以上は無記名という選択

肢も一つあるのではないかと感じました。

それと、どんなふうにいじめをされていますかというところが、小学1年生から高校3年生まで同じ設問内容というのは、非常に実態と乖離していると思うのです。物を隠されるいたずらというよりも、中学、高校ぐらいになると、恥ずかしい、性的ないじめとか、恋愛関係の感情を逆なでするような思春期特有のいじめであったり、お金や物を取られたり、取ってこいと言われる、そういったお金や物に関するいじめなどが出てくると思います。そういったところを拾い上げるような設問内容が求められるのかなという気もいたしました。

そういった意味では、本日欠席した委員が書かれた、なぜ相談しないのかという記述が非常に有効かと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

いじめに関する意識調査の件で話をさせていただきました。まだこの点についていろいろ話をしたい方もいらっしゃると思うのですが、ほかの点についてもいろいろ聞きたいと思っておりますので、そちらに移らせていただければ幸いですでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは次に、ネットパトロールによるネットトラブルの対応という点ですが、これについてはいかがでしょうか。

○B委員 先ほど来、ここは非常に議論になっていますが、これを規制するのはなかなか難しいです。先ほど、行政の方からのご説明にもあったと思いますが、やはり、情報モラル教育もあわせてやっていかなければならないというところが、我々の課題で解決可能な第一歩かなと感じています。

○委員長 ありがとうございます。

○H委員 ネットというよりも、今はほとんど携帯電話が多いと思います。小学校の場合は、保護者がお友達同士でやりとりをしているからいいという程度に見ていることが、実はお友達同士だったのが、急にけんかをしたのが原因で悪口を言ったり、いじめにつながるようなものになるということがあるのです。ですから、ぜひ保護者向けといいますか、保護者への啓蒙もぜひ進めていただければなと思っていますのが1点です。

それから、学校での指導についても、本校では警察官に来ていただいて、実際にこういう事件がありました、だからこういうことに気をつけてくださいということ、指導というか、授業の中でやっているのですが、そういうことを進めている学校はたくさんあるのですが、より一層進めていくことが必要なのかなと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○副委員長 H委員が言われたことは、中学校も全く同じように感じております。中学校の方でも、道警の一つの取り組みだと思われるのですが、TTで、各教室で、担任の先生

と2人でネットについての指導をするのというのは大変有効かと思います。先ほどお話に出ましたような件も、プライバシーに配慮した形で紹介しながら、危険なのだよということ、子どもたちにわかりやすく落としていくという指導がされています。

本当に意外なことに、保護者の方にそういう意識がなくて、ネットパトロールで連絡をいただきまして、指導したある男子については、うちの子はネットやブログはつくってないはずですよということだったのですが、本人に問い詰めると、実は、ブログはつくってはいけないと言われていたのだけれども、隠れてつくってましたということで回答があったり、今のところ、保護者の方は余り認識されていないということが往々にしてありますので、ぜひ、そういったことを、折を見てお伝えしていく必要があるのかなと感じております。

○F委員 今おっしゃったように、特に、小・中学校のネットというのはしっかり活用していくと。

それから、危険なウェブサイトは見せない、書き込まないということを徹底的に教育委員会から各学校にご指導いただいて、そういう形でしっかり我々も見ていくということも大事になります。要するに、危険なウェブサイトは見ない、書き込まないということを徹底して、我々も意識をしたり、社会全体でそういうことを啓蒙していく必要があるのではないかと思います。

○委員長 どうぞ。

○B委員 今、お二人の委員が、まさしく、保護者、家庭の問題に触れられたと思うのですが、今、私たちは、学校ばかりに注目していますが、子どもの権利を守るということに関しては、学校側と保護者側と家庭がいかに有機的に連携して子どもを守るのかという取り組みをしていかないと、もう間に合わないという指摘だったと思うのです。そういうところも含めて、提言の方に書き込んでいただければなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ついでに申しますと、学校と家庭と言いましたが、教育委員会ですね。教育行政の役割はすごく大事ではないかと思うのです。そういったことからすると、3者の連携ということが必要ではないかと思います。

○E委員 ネットパトロールの対象というのは、やはり、小学校の高学年か、中学生、高校生となってくると思うのですが、今、先生方から保護者の話が出ましたが、それは保護者間でも感じていることですし、小学校高学年、中学生になると、子どもの方が詳しくったりという状況ですので、ネット以外のことでの危機管理がされている、常識的な親御さんでも、ネット環境には疎いというか、甘いという部分もあります。

それを、親に教えて子どもにということではもう間に合わないと保護者として感じております。保護者は保護者で勉強会にも行きますし、講演会もしますが、そうではなくて、小学校の低学年から、今、低学年の若いお母さんたちがそういう教育を余り受けなくて手にはしていますので、子どもがお母さんに教えられるぐらい、低学年の子どもからネット教

育というものを充実させていかないと、これから追いつかないではないかと、親として思っています。

○委員長 それでは、ネットパトロールによるネットトラブルの対応についてはこのぐらいにして、さらに先に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 次は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用ということですが、これについては、先ほどから出ておりますね。それに特に加えることがありましたら出していただければと思います。どうぞ。

○Ｃ委員 スクールカウンセラーの利用度が非常に低いということが調査の中にもあらわれてきているので、スクールカウンセラーを知っているかどうか、利用したことがあるか、それは、問題がないから利用しないのか、それとも利用しにくいからなのか、役に立たないと思っているからなのかということを、後でフォローの調査をする必要があると感じています。

それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、不登校の人、いじめを受けている人が主な利用者として考えられていると思うのですが、いじめを受けている人が悪いのではないことは100%明らかなので、いじめをしていて、自分がいじめをしていると思っていない、人権侵害をしていると思っていない子どもと親御さんについて、できれば介入をして、カウンセラーやソーシャルワーカーの方に介入を求めることが一番必要で、実効性の高いものではないかと思っています。

そういった意味で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用としては、いじめをしている側について重点的にというか、そちらの方を対象として入れていただきたいと考えます。

以上です。

○委員長 どうぞ。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） いじめの調査の結果だけを見ると、スクールカウンセラーに対する相談件数は低いように見られますが、いじめだけでなく、例えば不登校の問題等もありまして、スクールカウンセラーを活用していますので、相談件数としては22年度では、中学校で言うと2万2,927件、1校当たり233.9件ということで、かなり活用されていると我々は認識しております。

なお、いじめの調査の方では確かに低いところがありますので、そういう面では、今後、学校の方にも、先生の方にも働きかけをしていきたいと思っています。

○委員長 ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 なければ、次に移りたいと思います。

次は、心のサポーター配置モデル事業の実施ということです。

これについても、先ほど、問題の指摘、あるいは、それに対してどうしたらいいかとい

うことについて既に出ております。それに何か加えることがあるということであれば、出していただきたいと思います。

E委員、どうぞ。

○E委員 いろいろな施策の充実が見られるなど思っているのは、学びのサポーターが何年前に自分の学校にも来まして、その後、ことしのサポーターという言葉を目にして、今、学校現場では、担任の先生だけでは大変な状況で、学びのサポーターの先生に大変助けられているのを実感しておりますので、そこに心のサポーターが入ってくると、担任の先生も、そのほかの子どもたちも、救われるなど実感します。

ただ、カウンセラーの方は、別な線で学校に来ていますので、とても独立されている意見を持って接することができると思うのですが。学びのサポーター、心のサポーターが、例えば退職された先生であるとか、その学校にいらした退職された先生で、保護者の信頼を得ている方だったりするのですが、その方々がふえていく、その方々の立場の保障といえますか、学校内での担任の先生や、学校の体制の中での立場がどういうふうに保障されていくのかという危惧というか、そういう面はちょっと心配しています。間に子どもが挟まるので、その辺が教育委員会の方で保障されるのかなと、そのパワーバランスが難しいだろうと思うのです。担任の先生や、学びのサポーターの先生、心のサポーターの方との連絡であるとか、共通認識が大事なのだと思うのですが、その辺の整理をしっかりとっていただきたいと思いました。

○委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 よろしければ、次に移らせていただきます。

次は、相談指導学級の活用に関してですけれども、これに関してはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 では、次に移ります。

次は、課題評価の部分ですが、この点について意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 では、次に、2枚目に移らせていただきます。

2枚目は、学びの機会の提供に関する事項ですけれども、このうち、フリースクールについてはいかがでしょうか。

どうぞ。

○E委員 先ほどG委員がおっしゃったことももっともだと思いますが、身近な不登校の子どもを持つお母さん方の話を聞くと、このフリースクールの存在というものが大変救いになっています。その子どもにとっても救いになって、将来への夢を持つことがもう一度できたりしているので、大変意味のある施設だと思います。ただ、その内容ですが、今、

民間では19施設が申請されていますが、その内容に対して、どのぐらいまで教育委員会の方で関与できるものなのでしょうか。

○事務局（大澤育成・支援担当課長） フリースクールについては、基本的に民間が自由にされているということなので、何らかの指導のような形は基本的には入れられませんが、我々は、今回、補助制度をつくっております。先ほどの補助要綱の中で、こういう条件でということをお示ししまして、その中で、学習内容、どういう形で授業をやっているか、そういう資料をいただいて、聞き取りをする中で、学びの場として適当かどうかということをお子さんの方で判断して、補助の判断をしているところです。

○委員長 E委員、よろしいですか。

○E委員 その辺がちょっと心配するところです。やはり、子どもが行く場所になると、困難を抱えて行くので、その辺をより充実というか、気をつけなくてはいけないと思うのです。そういうお子さんが行く場所という意味ですね。その辺の管理、干渉みたいなものができるのは、やはり教育委員会なのかなと思うのです。民間ということですからね。予算を出すということで、そういうくくりができるというのは、中身が見えてくるということではいいことだと思います。

○委員長 それに対して、どうぞ。

○事務局（大澤育成・支援担当課長） 今、私の方からお答えしたのは、子ども未来局として、フリースクールに対する補助の交付という観点でお話しした部分です。

教育委員会としては、在籍校の方で、フリースクール、民間施設との関係があるので、例えば、指導要綱上の出席の取り扱い等は、基本的には学校長の判断です。ということで、お子さんの状況を見ているということです。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） 教育委員会の立場としては、残念ながら、民間の施設に教育委員会が教育内容で立ち入ることは、法的権限がないので、できないというのが正直なところです。ただ、我々としては、あくまでも札幌市の子どもですので、子どもを通して、在籍校に、常に子どもと親御さんと接触をしてもらう中で、学習状況をきちんと把握していただいて、子どもの学習にこういうことが必要ですねと、親御さん、あるいは本人に伝えながら、それを民間施設のフリースクールの方でやっていただく。

あるいは、教育委員会の方でも、春先に、フリースクール等を訪問しながら、その状況等を確かめていっているところです。フリースクールの方も、不登校のお子さん一人一人の状況が違うので、一括して同じようなやり方ということとはされていないですし、個人指導的なことをなされているのではないかと考えています。

○委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 ここが、私としては問題だと考えているのです。不登校の児童生徒の学びの確保という意味では、ほとんどフリースクールしか挙がっていないところが問題なのであって、不登校児童生徒が平成22年度で1,700人近くいるにもかかわらず、フリースクールの生徒数は196名ということで、この補助の恩恵を受けているのはほぼ1割という

現状があるかと思えます。そうであれば、ほかの9割の不登校の児童生徒の学びの確保という意味で、もっと実効性のある、例えば本日欠席の委員が提出してくれたように、転校というのは非常に有効なチャンスの一つになると思えます。

私の子どもは、2人とも中学校から私立に行っているのですが、人間関係を断ち切りたくて入学をする、または転入してくるお子さんが必ず何名かいます。そういった意味合いでは、私立転入の入学金の一部の補助とか貸与とか、相談によって、近隣の通学できる範囲での公立小・中学校への転校など、そういったことを具体的に考えていくべきではないかと思えます。

フリースクールといっても、授業時間が、学習指導要領に定められているだけのことが提供されているわけではないのです。卒業できるから、出席の取り扱いがなされるからいいかということにも全くならないと思うのです。実際に、休んでいて授業を受けられないということ自体が問題なので、そういった意味での選択肢をふやすということ、そういった施策を考えていただければと思っています。

○委員長 それに対して何かありますか。

○事務局（森岡教育委員会指導担当課長） 先ほども説明がありましており、不登校児童生徒の千何人の全てが全欠状態ではないということで、そちらの方は確認していただければと思います。

それから、本日欠席の委員からご指摘のあった、転校できる制度というのは、実はもう既に制度としてはあります。それは、個々の状況によりますので、そういう状況にある子については、例えば、ほかの学校に転校すれば不登校状況が改善されるということを校長先生なりが判断されれば、親御さんの方に勧めまして、現在、実際にそういうお子さんもいらっしゃると思います。

○委員長 ありがとうございます。

B委員、どうぞ。

○B委員 フリースクールの問題と転校の問題は、微妙にいろいろ違うと思うのです。ポイントは、すべての子どもに学びの保障をするということであって、多分、フリースクールに行く子どもは、学校の教育システムに合わなくて、もっと違う学び方をしたいというお子さんもかなりいらっしゃるわけです。そういうところにも手当てをしましょうねということです。そこでは、フリースクールの方々がいろいろなお子さんに対応しているわけですから、必ずしも教育委員会が、ほかの学校と同じようなことを週に何時間やらせなくてはいけないというところまで網をかけると、また逆効果になってしまうのです。補助金といっても、大変ささいなもので、全額保証ではないです。ですから、親御さんが、義務教育であるにもかかわらず、お金を払ってフリースクールに通わせている、そこに少し補助が入るということで、そこら辺も我々は押さえておかなければいけないのかなと思います。

私が危ぶむのは、先ほど来言っていますが、すべての子どもに基礎学力の学びの保障をするという点で、転校できれば転校すればいいのですけれども、転校もできない、フリー

スクールにも通えない、けれども、ずっと学校にも行っていない、そういうすべての網から漏れてしまった子どものセーフティネット、学びの保障ということもこれから考えていくことが、最低限の子どもの権利の保障ということにつながるのではないかと考えております。

○委員長 私も同感です。

それでは、もう一つ、生活保護世帯の子どもに関してですが、これについて何かご意見ございますでしょうか。

○B委員 学びの保障の部分については、1年間限定で1,000万円ということですが、西区だけですので、ぜひ、その後のことを考えていただきたいと思います。

○委員長 それでは、ほかにもうないですね。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、一通り意見を出してもらいましたが、このあたりで議論を終えまして、本日出された意見に関しましては、事務局の方でまとめていただきます。そして、今後、全体をまとめていく中で、改めて議論をする場を設けたいと考えております。

そういったことから、今回は、視点の二つ目に移りたいと考えていますので、皆様方は考えておいていただきたいと思います。次回も、今回に引き続いて、施策の検証ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

○事務局(原子どもの権利推進担当係長) 次回の委員会は、10月の開催を予定しております。詳細の日程については、委員長ともご相談の上、予定表を後日改めて送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の議題とは直接関係ないのですが、子どもの権利に関する広報、啓発の取り組みについて、1点、ご報告させていただきたいと思います。

現在、子どもの権利について、市民の皆様にも、条例に親しみを持って、関心を持っていただくため、子どもの権利についてのロゴマークを作成しているところです。作成に当たりましては、子どもの権利ということで、まず、昨年度の子ども議員に集まってお聞きまして、キャッチフレーズを考えました。それに基づきロゴマークを4点作成しまして、より多くの子どもの声を反映させるよう、現在、円山動物園や児童会館など子どもが多く利用する施設で、人気投票を行っております。今月の末ごろには最終的なものを決定し、市民の皆様向けの印刷物などに載せて活用を図りたいと考えております。こうした取り組みをきっかけに、子どもの権利について知っていただき、そこから理解を深めていただけるよう、さまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、広報、普及の事業については、視点5で改めて検証の場を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

3. 閉 会

○委員長 それでは、今日は、活発に意見を出していただき、どうもありがとうございました。しだいに皆さん方がこの委員会になじんできたなと感じています。そういう意味で、私はとても喜んでおります。

それでは、この辺で本日の委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上